

令和5年度：東備西播定住自立圏構想推進事業

東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援 審査の手順と解説

1 審査の趣旨

応募されたイベント等事業に対する支援金の交付決定は、東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援要綱（以下「支援要綱」といいます。）第8条の規定に基づき、東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援審査会（以下「審査会」で審査し、支援対象事業を決定することとします。

審査会は公開で行い、審査の透明性や公正性の確保に努めます。

また、透明性や公正性の確保だけでなく、他団体等の事業の情報や考え方に触れられることや、審査委員が発言、評価を行うことにより、今後のイベント等事業を行う機運づくりや、より多くの団体が参加する機会としていきたいと考えています。

2 審査会の審査手順

- (1) 協議会会長は、申請のあった当該民間イベント等事業計画書等が支援要綱第3条及び第4条の規定（応募要件に関する規定。下記6（1））に該当するか否かについて予備審査を行い、当該予備審査を通過した申請を審査会で審査します。
- (2) 審査会において申請内容を公開で審査します。
- (3) 審査にあたって、申請内容の補足説明を希望する申請団体等の代表者は、審査会の冒頭で説明（概ね10分程度）することができます。補足説明について、その内容を確認するため、審査委員から質問する場合があります。
- (4) 補足説明後、審査委員は会場で公開審査を行います。
審査を行ううえで、申請内容について確認の必要があるときは、審査委員から質問を行います。
- (5) 公開協議終了後、審査委員が申請活動に対する採点を行います。
- (6) 審査終了後、審査委員長が審査結果を発表します。

3 審査会の開催日時と場所（予定）

- ◆開催日時 令和5年4月22日（土）9時から14時まで（申請数により変動します）
- ◆開催場所 赤穂市役所 2階 204会議室

※審査会当日、申請団体の代表者等及び補足説明を希望する代表者は8時45分に開催場所に集合してください。

※今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、書面での審査に変更させていただく場合があります。

4 補足説明について

(1) 補足説明とは

補足説明の機会とは、それぞれの活動情報を十分に申請書に反映できていない場合、機会の公平性のためにも全申請団体に与えられます。なお、補足説明が不必要な団体にあつては、補足説明をする必要はありません。よつて、補足説明の有無は、評価の対象としません。

なお、補足説明をしない団体にあつても、申請内容について審査委員から質問する場合がありますので、**審査会には必ず出席してください。審査会に欠席された場合は、失格となりますので、ご注意ください。**

(2) 補足説明の実施方法

ア **補足説明は、10分の持ち時間で申請内容について補足説明します。**(補足説明の途中であつても10分で終了します。)申請内容を的確に伝えられるよう工夫してください。

なお、**審査委員には申請内容について事前に資料を配布していますので、申請書に記載している内容についての繰り返しの説明は避け、内容の補足やポイントのみの説明となるよう心掛けてください。**

イ 補足説明者は、複数人でもかまいませんが、会議室の関係上3名以内でお願いします。

また、説明時に資料を配布する場合や、機器を使用する場合は、事前に申し出てください。協議会事務局で用意できるものは用意しますが、申請者で特別の設備が必要な場合は、申請者で用意してください。(当日の申し出はお受けできません。)

なお、補足説明終了後、次の説明者を待たせないよう、速やかな交代を心掛けてください。

※申請書受付時に、審査会での補足説明希望の有無や出席説明員、使用機器等についてお聞きしますので、別紙「審査時説明票」を申請書とともに持参してください。

(3) 審査委員の質問

事業の内容等を確認するため、審査委員が質問をする場合がありますが、申請団体等の代表者からの質問等はお受けできません。

5 審査結果の公表

(1) 審査結果は、すべての申請団体に後日送付します。

(2) 審査の概要は、後日記録が整理できた後、協議会ホームページで公開します。

6 審査項目及び審査方法

(1) 予備審査項目（形式上の審査）

応募要件に関する審査項目

- 圏域内に主な活動の基盤を有する5人以上の団体であるか。
- 規約、会則等が整備されている団体であるか。
- 赤穂市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないか。
- 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的に組織されている団体でないか。
- 同じ団体もしくは持ち回り等で実施する同じと認められるイベント等事業に対し、当協議会からの交付実績が通算10回を超えてないか。
- 活動の成果が特定の個人、団体等のみには帰属する活動でないか。
- 地域の行事等で、既に継続的に行われている活動ではないか。
- 対象経費の設定は妥当であるか。

(2) 本審査（実質審査）

事業内容に関する審査項目

| 項 目 | 説 明 |
|--------|--|
| ①公 益 性 | ○ 定住自立圏構想の趣旨に沿ったイベント等事業であるか。 ○ 事業の効果が特定のものに限定されていないか。 ○ 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織か。 など |
| ②連 携 性 | ○ 事業内容を広く発信し、多くの圏域住民や関係団体の参加・協力及び連携を得ようとする事業であるか。 ○ 複数の市町において実施する事業か。 ○ 他の市町の住民や地域への波及効果（広がり）があるか。 など |
| ③実 現 性 | ○ 実践的な方法、手順、スケジュール、体制、収支計画で事業が立案され、実現可能なものであるか。 ○ 事業の目的・目標、効果は明確か。 など |
| ④妥 当 性 | ○ 事業の内容や規模に見合った費用となっているか。 ○ 事業内容が時代の要求・社会状況・住民のニーズなどに即したものであるか。 など |
| ⑤継 続 性 | ○ 事業が一過性でなく、支援金による支援が終了した後も継続的な事業展開が見込まれるか。 ○ 具体的な成果が望め、次の段階への発展や新たな付加価値の創出などの事業展開が見込まれるか。 など |

(3) 審査方法

ア 審査委員は、本審査において、5つの審査項目に対して5段階で評価を行います。

(25点満点)

イ 5名の審査委員の合計(125点満点)を得点とします。

ウ 審査委員の総得点(審査委員の合計点数)が75点(満点の60%)未満の場合には、支援の対象外とします。